

事 務 連 絡  
令和元年 6 月 1 4 日

各都道府県旅行業担当部局 御中

観光庁旅行振興担当参事官室

運送引受書の記載事項を定める告示の一部改正について（周知）

標記について、別添のとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成24年国土交通省告示第769号）の一部が改正され、令和元年6月14日付けで公布、同年8月1日から施行されることとなりました。

これにより、一般貸切旅客自動車運送事業者が運送を引き受けた際に交付する運送引受書に「運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払う場合には、その額」を記載することが義務付けられることになりましたので、その旨お知らせいたします。

なお、本件告示の改正に伴う関係通達等については、追ってお知らせいたします。